

# 労働安全衛生法の定めによる 「新入者安全衛生教育」の開催について

平成29年2月

青森労働局長登録教習機関

実施機関：一般社団法人 弘前地区労働基準協会

今般、下記要領により「新入者安全衛生教育」を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

事業場で新たに労働者を雇い入れた場合には、当該労働者に労働安全衛生法の定めにより、その従事する業務に関する安全衛生教育を行わなければならないことになっております。(労働安全衛生法第59条)

つきましては、当協会が会員の方々の委託を受けて、仕事に従事する労働者が常に心がけていなければならない雇入れ時の基礎的な安全衛生教育を、下記により実施いたしますので、該当者の受講参加についてご配慮下さるようご案内申し上げます。

## 記

1. 日 時 平成29年 4月 5日(水)  
午前10時 ~ 午後5時
2. 場 所 弘前市大字豊田1丁目8-1  
サンライフ弘前 2階集会室
3. 講習内容 ①機械、原料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事  
②安全装置・有害物抑制装置・保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事  
③作業手順に関する事  
④作業開始時の点検に関する事  
⑤その業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防に関する事  
⑥整理・整頓・清潔に関する事  
⑦事故時等における応急措置及び退避に関する事  
⑧その他その業務に関する安全衛生のために必要な事項。
4. 申込方法 同封の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、受講料及びテキスト代を添えてお申し込み下さい。  
〔FAXでの予約申込みもできます。但し、申込締切日までに受講料の納入がございませんと、予約が無効となる場合がありますのでご注意ください。(納入が遅れる場合には、当協会へ必ずご連絡を下さるようお願い致します。)]
5. 申込先 弘前市大字福田字福岡10  
(一社)弘前地区労働基準協会  
電話 26局0663番 FAX 29局1226番
6. 受講料 及び  
テキスト代 1名 { 会員事業場 6,264円(税込み)  
非会員事業場 8,424円(税込み)
7. 申込締切 4月3日(月)  
※但し、締切日前でも定員60名に達し次第、申込みの受付を締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。
8. その他 ①テキストは中央労働災害防止協会発行  
「新入者安全衛生テキスト」を使用します。  
②本講習の受講者が少ない場合、中止することがございます。
9. 注意事項 受講申込後の取消については、4月3日までにご連絡のあった場合に限り、受講料をお返しいたします。申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由があっても受講料の返金は致しませんので、あらかじめご了承下さい。

# 新入者安全衛生教育受講申込書

氏名	生年月日	住	所
	昭和・平成 年 月 日		
	昭和・平成 年 月 日		
	昭和・平成 年 月 日		
	昭和・平成 年 月 日		
	昭和・平成 年 月 日		

上記の者の教育を委託したいので、受講料を添えて申し込みします。

平成 年 月 日

〒

所在地

事業場名

代表者氏名

(印)

電話番号

局 番

(一社) 弘前地区労働基準協会 長 殿

「備考」

1. 受講者の氏名は住民票に記載されている漢字で御記入下さい。(齊藤・齋藤・齊藤・齋藤 等々)  
また、住所は省略せずに、番地、アパート名等まで御記入下さい。
2. 用紙が不足(受講者6名以上)の場合には、本紙をコピーして御使用下さい。

※御記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し申し込みをいただいた講習会にのみ使用し他に使用いたしません。